

『新わたしたちのまちづくり』

～No.6～

横芝町で建築物を建てる際には確認申請が必要となっており、敷地に対する建築物の大きさについての制限（建ぺい率、容積率等）が定められています。

法律の改正により、建築物の大きさの制限について改めて選択することとなり、用途が決められている地域は平成15年1月までに、また、用途の決められていない地域（白地地域）は平成16年5月までに、それぞれ決定することとなりました。

I. 用途地域内の建築形態規制（建ぺい率、容積率）の選択について

現在、横芝町が採用している規制値は、平成13年5月に都市計画決定されたばかりのものであり、今回選択することとなった規制値(下表)の中でも標準、あるいは緩やかな値を採っているため、現行の規制値を選択したいと考えております。

・法改正後各種制限値表（太字は現行の決定値であり、今回決定しようとしている値）

用 途 地 域	建 ぺ い 率	容 積 率
中高層住居専用地域	30, 40, 50, 60	100, 200 , 300, 400, 500
住 居 地 域	50, 60 , 80	100, 150, 200 ～400, 500
近 隣 商 業 地 域	60, 80	100, 150, 200 ～400, 500
準 工 業 地 域	50, 60 , 80	100, 150, 200 , 400, 500
工 業 地 域	50, 60	100, 150, 200 ～400
工 業 専 用 地 域	30, 40, 50, 60	100, 150, 200 ～400

※用途地域内の建築物形態規制の選択案について、次の通り縦覧します。

○日 時 平成14年10月15日（火）～10月29日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日は除く）

○場 所 横芝町都市整備課

この案についてご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。
（郵送の場合は、最終日の消印有効）

○意見書の提出方法

住所、氏名、年齢を明記して、意見書の要旨を400字詰め原稿用紙（A4版）2枚以内にまとめてください。

○提出先 横芝町役場都市整備課

〒289-1792 山武郡横芝町横芝636